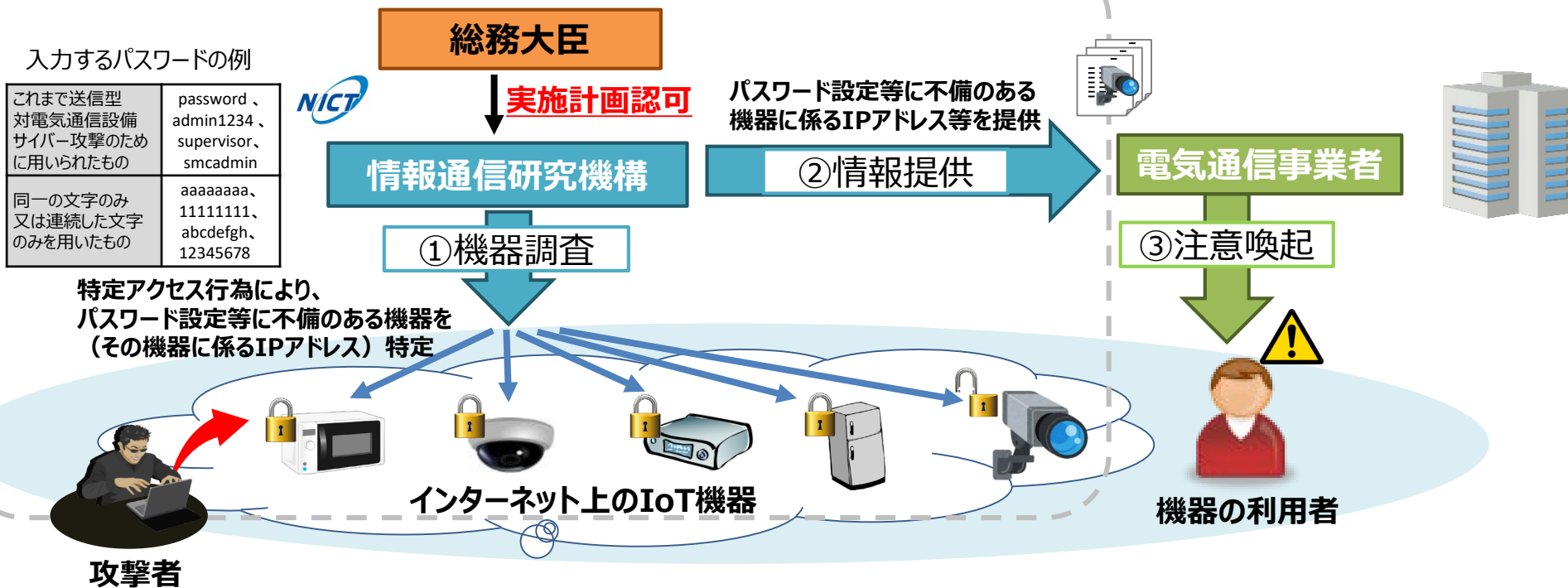


# IoT機器調査及び利用者への注意喚起 (NOTICE)

- ▶ 情報通信研究機構(NICT)がサイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器を調査し、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)を通じた利用者への注意喚起を行う取組「NOTICE」を2019年2月より実施。  
※平成30年改正の国立研究開発法人情報通信研究機構法(NICT法)に基づくNICT業務(令和5年度末までの時限措置)
- ▶ NOTICEの業務の実施に当たっては、実際にIoT機器にID・パスワードを入力する特定アクセス行為を行う必要があるため、NICTは**実施計画**を作成し、**総務大臣の認可**を受ける必要がある。

## 情報通信研究機構法による規定範囲



# IoT機器調査及び利用者への注意喚起の実施状況

- NOTICEでは、特定のID・パスワードによりログイン可能かどうかの調査を月に1回実施。
- 2020年8月時点で参加手続きが完了しているISP（インターネット・サービス・プロバイダ）は62社。当該ISPの約1.1億IPアドレスに対して調査を実施。
- 調査の結果ログインでき、注意喚起対象としてISPへ通知したものは、**309件**（2020年8月分）。

参考：2020年度の累積件数：1,227件（2019年度：2,249件）

ID・パスワードが入力可能だったもの：12.3万件（2020年8月分）

## NOTICE注意喚起対象の件数推移

増加要因：調査プログラムの改修や  
調査対象アドレスの拡大等  
減少要因：ISPによる注意喚起により  
利用者が対策実施

